

1 はじめに

今回、今年度上期の審議案件のうち府営住宅建替事業「出来島住宅」ほか4件を除く事前評価案件3件、再評価案件6件、再々評価案件1件の合計10件について、意見具申を行うものである。

なお、審議にあたっては、委員会審議を全て公開するとともに、府民意見や意見陳述の公募を行うなど、透明性の高い委員会運営に努めた。

2 審議対象の基準

審議対象の基準は、別紙1 [P4]のとおりである。

3 審議結果

(1) 事前評価対象事業（別表1参照[P6-11]）

公園事業の【服部緑地整備事業】については「事業実施は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は、服部緑地の未開設区域11haについて新たに事業認可を取得して事業着手を図るものであり、事業地周辺において急速な宅地化が進むなか、竹林の適正管理を図ることによって景観や環境を保全・活用し、千里丘陵につながる緑のネットワークの形成を図るとともに、災害時の地域の防災拠点（広域避難地・後方支援活動拠点）としての機能の充実を図るものであることを確認した。
- ・ 既設の園内では現在、ボランティア団体が竹林の維持管理を行っており、また、管理手法等のあり方について府民と行政が連携して検討を進めるなど、様々な活動が展開されているところである。本事業についても公園の整備内容の検討等について、これらの団体をはじめ府民と協働しながら進めていく予定であることを確認した。

公園事業の【せんなん里海公園整備事業】については「事業実施は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は、せんなん里海公園の未開設区域9.5haについて新たに事業認可を取得して事業着手を図るものであり、港湾埋立事業による基盤整備が完了している人工磯浜部に潮溜まりや管理運営施設等を整備することにより、現在開設している区域を含む施設全体としての利便性や

魅力の向上に寄与するものであることを確認した。

- ・ また、本事業は海の自然とふれあうことのできる魅力ある海辺空間の創造を図るものであり、巡視員の配置、安全講習会の実施及び津波発生時における誘導方策等、必要な安全対策が講じられる予定であることを確認した。

なお、これら公園事業2件を含む府営公園については、民間事業者等が地方公共団体の指定を受けて施設の管理を行う「指定管理者制度」を平成18年度から導入する予定である。今後、指定管理者制度のメリットを最大限活用し、管理運営コストの削減や多面的なサービスの提供を進めていくことを確認した。

待機宿舎建替事業の【大阪府警察金岡待機宿舎（单身寮）整備事業】については「事業実施は妥当」と判断する。

- ・ 本事業は大規模災害等が発生した場合における初動体制を確保するために警察職員を常時、集団で居住させる施設である。大阪府南部地域は单身寮の整備が遅れていることから、今後の新規採用職員の増加に対応するためにも優先的に整備する必要性が高いことを確認した。
- ・ また、本事業の実施にあたっては、PFI手法を採用する予定であり、将来の大規模改修を含め、ライフサイクルコストの縮減に配慮した事業計画となっていることを確認した。
- ・ さらに、待機宿舎整備事業については、平成15年度の寝屋川待機宿舎の意見具申を受け、府として緊急時における入居者の対応マニュアルの策定など具体的な対応方針を既にとりまとめており、本事業についてもこの内容に則した取組がなされることを確認した。

(2) 再評価対象事業（別表2参照[P12-23]）

街路事業の【諸福中垣内線】、【大県本郷線】、【堺港大堀線】、【八尾富田林線】、【大阪岸和田南海線】、モノレール事業の【国際文化公園都市モノレール（阪大病院前～西センター）】については、審議の結果、いずれの事業についても必要性が認められ、かつ、事業進捗上も特段の支障がないと考えられるため、「事業継続は妥当」と判断する。

また、このうち街路事業5件については、広域的な道路ネットワークとしての効果と合わせ、駅へのアクセスの向上等、事業地周辺における効果についてもそれぞれ確認した。

なお、【大県本郷線】、【堺港大堀線】は、いずれも鉄道と交差する道路構造物の設置を伴う事業であることから、今後とも事業の進捗に応じて鉄道事業者と施工方法等について協議を行っていく予定とのことである。

今後、協議の結果、計画内容に変更が生じ、事業費が大幅に増加する場合は、再々評価のサイクルに関わらず、本委員会に対して適宜報告することを確認した。

(3) 再々評価対象事業（別表3参照[P24-25]）

ため池事業の【地域総合オアシス整備事業（金岡地区）】については、審議の結果、事業の必要性が認められ、かつ、事業進捗上も特段の支障がないと考えられるため、「事業継続は妥当」と判断する。

なお、本事業の費用便益比（ B/C ）については、全国一律の基準である農林水産省の算定マニュアルに加えて、地域の実情を踏まえた便益額の算定も行っており、いずれにおいても高い事業効果が期待されることを確認した。

4 結び

これまで本委員会においては、評価にあたって重要な判断要素の一つである B/C について、国のマニュアルの一律的な適用にとどまらず便益項目の設定や地域特性の反映など、府独自の取組も併せて進めていくよう提言してきたところである。

今回、上期の審議においては、地域総合オアシス整備事業において国のマニュアルに基づく算定に加えて地域特性を踏まえた便益額の算定が行われたほか、公園事業の審議に際しては、通常、都市計画決定されている公園区域全体での B/C の算出を行うところ、今回審議する事業地部分に限定した便益額の試算も示された。こうした試みは本委員会の審議にとって有意義であり、府民への説明責任を果たすという観点からも積極的に評価できるものである。他の事業類型においてもこうした検討を進められるよう要望する。